

あま市国民保護計画 概要版

あま市

< も く じ >

第1編

総論

第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第2章	国民保護措置に関する基本方針	2
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	2
第4章	市の地理的、社会的特徴	3
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	3

第2編

平素からの備えや予防

第1章	組織・体制の整備等	4
1	市における組織・体制の整備	4
2	関係機関との連携体制の整備	4
3	通信の確保	5
4	情報収集・提供等の体制整備	5
5	研修及び訓練	5
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	5
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	5
第4章	国民保護に関する啓発	5

第3編

武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	6
第2章	市対策本部の設置等	7
第3章	関係機関相互の連携	8
第4章	警報及び避難の指示等	8
1	警報の伝達等	8
2	避難住民の誘導等	9

第5章	救 援	10
第6章	安否情報の収集・提供	10
第7章	武力攻撃災害への対処	10
1	武力攻撃災害への対処	10
2	応急措置等	10
3	生活関連等施設における災害への対処等	11
4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	11
第8章	被災情報の収集及び報告	11
第9章	保健衛生の確保その他の措置	11
第10章	国民生活の安定に関する措置	11
第11章	特殊標章等の交付及び管理	11

第4編 復 旧 等

第1章	応急の復旧	12
第2章	武力攻撃災害の復旧	12
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	12

第5編 緊急対処事態への対処

1	緊急対処事態	12
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	12

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等（国民保護計画 P 1）

1 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

3 あま市国民保護計画の構成

第 1 編 総論

「市の責務・計画の位置づけ・構成等、国民保護措置に関する基本指針、関係機関の事務や業務、市の特徴等、対象とする事態」等の計画の基本的な事項

第 2 編 平素からの備えや予防

市の組織体制、関係機関との連携体制、通信・情報収集体制、避難、救援、武力攻撃災害対処に関する平素からの備えなど体制整備に関する事項

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態が発生又は発生の恐れがある場合の初動措置、対策本部設置、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の措置に関する事項

第 4 編 復旧等

応急復旧、武力攻撃災害の復旧、国民保護措置に要した費用の支弁等、復旧全般に関する事項

第 5 編 緊急処理事態への対処

緊急処理事態が発生又は発生の恐れがある場合の対処等に関する事項

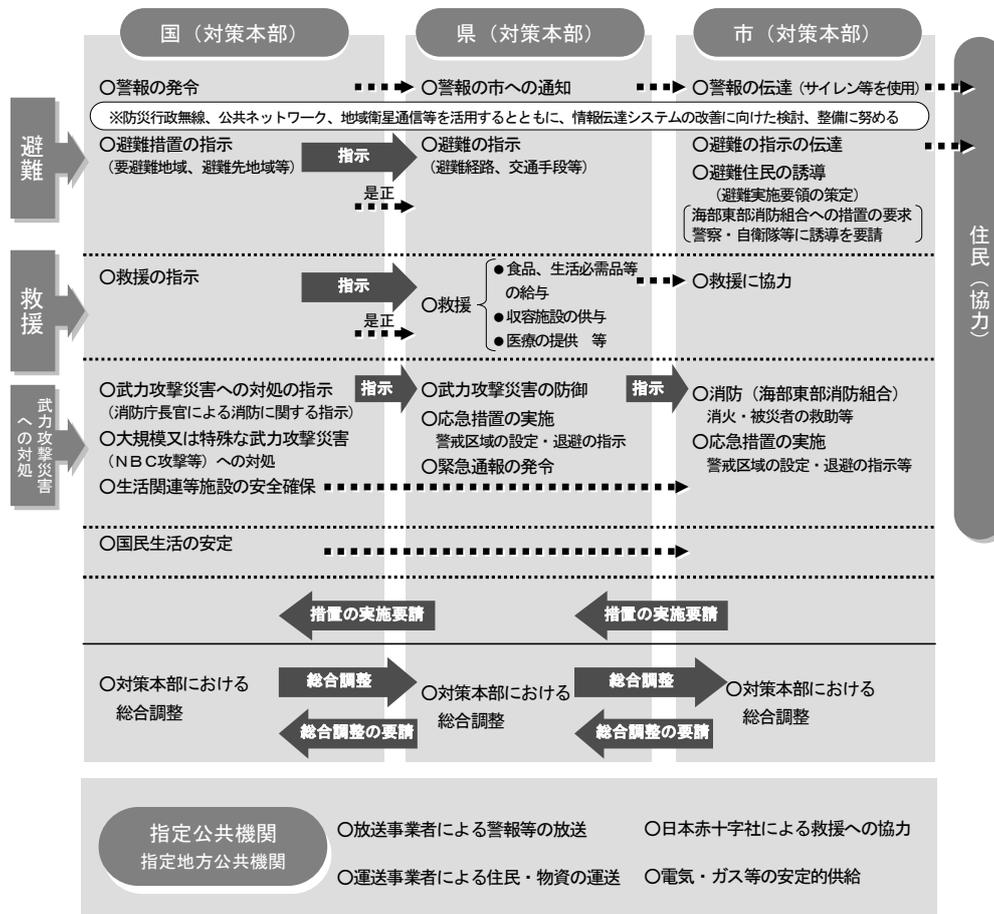
第2章 国民保護措置に関する基本方針（国民保護計画 P3）

国民保護措置の実施にあたり特に留意すべき事項

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 国民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 国民の協力
- 6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等（国民保護計画 P5）

国民保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

第4章 市の地理的、社会的特徴（国民保護計画P6）

（1）地形

本市は、木曾川水系や庄内川水系によって形成された沖積層が厚く、肥沃な土壌となっている。一方で軟弱な地盤のため、地震発生時の危険が高い地域でもある。

（2）気候

本市の気候は、太平洋側気候のうち東海式気候に属し、一般に温暖で夏季多雨、冬季は北西の冷たい風が吹き乾燥した快晴の日が多い。

（3）人口分布

令和6年12月1日現在の人口は88,471人で、このうち65歳以上の高齢者は約25.8パーセントを占めている。

（4）道路

道路は、東西には県道名古屋津島線、あま愛西線、給父西枇杷島線、南北には一宮蟹江線（西尾張中央道）が走り、北は稲沢市と南は津島市と結ばれている。高速道路については、東名阪自動車道及び名古屋第二環状自動車道が縦貫している。

（5）鉄道

東西に名鉄津島線が整備されている。

（6）自衛隊施設等

本市自体には自衛隊施設はないものの、名古屋市守山区に陸上自衛隊第10師団司令部など陸上自衛隊および航空自衛隊の5施設が県内に存在している。

（7）生活関連等施設

本市の区域に係る生活関連施設は存在するものの、名称等の詳細については様々な危険を想定し非開示とする。

（8）原子力発電所等

本市においては、原子力発電所又は原子炉施設（「以下原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）には含まれていない。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態（国民保護計画P9）

（1）武力攻撃事態

- ①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル ④航空攻撃

（2）緊急対処事態

○攻撃対象施設等による分類：危険物質を有する施設、大規模集客施設

○攻撃手段による分類：大量殺傷物質による攻撃、航空機や弾道ミサイル等

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等（国民保護計画P10）

1 市における組織・体制の整備（国民保護計画P10）

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市国民保護対策本部及び各部局における事務分担、職員の配置等を市国民保護計画で定めるなどその体制の整備を図る。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①担当課（部）体制	危機管理課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が市役所庁舎及び出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 ①
	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合） ②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

2 関係機関との連携体制の整備（国民保護計画P17）

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、海部東部消防組合、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

3 通信の確保（国民保護計画 P 1 9）

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

4 情報収集・提供等の体制整備（国民保護計画 P 2 0）

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

5 研修及び訓練（国民保護計画 P 2 3）

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項について定める。

第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え （国民保護計画 P 2 5）

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について定める。

第 3 章 物資及び資材の備蓄、整備（国民保護計画 P 3 0）

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定める。

第 4 章 国民保護に関する啓発（国民保護計画 P 3 2）

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

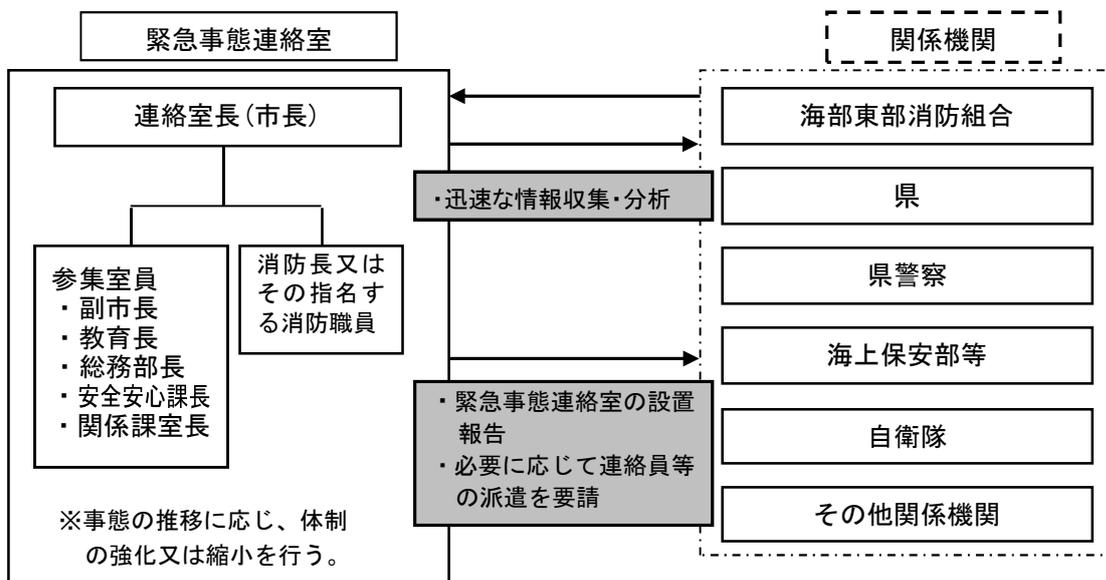
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置（国民保護計画P33）

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

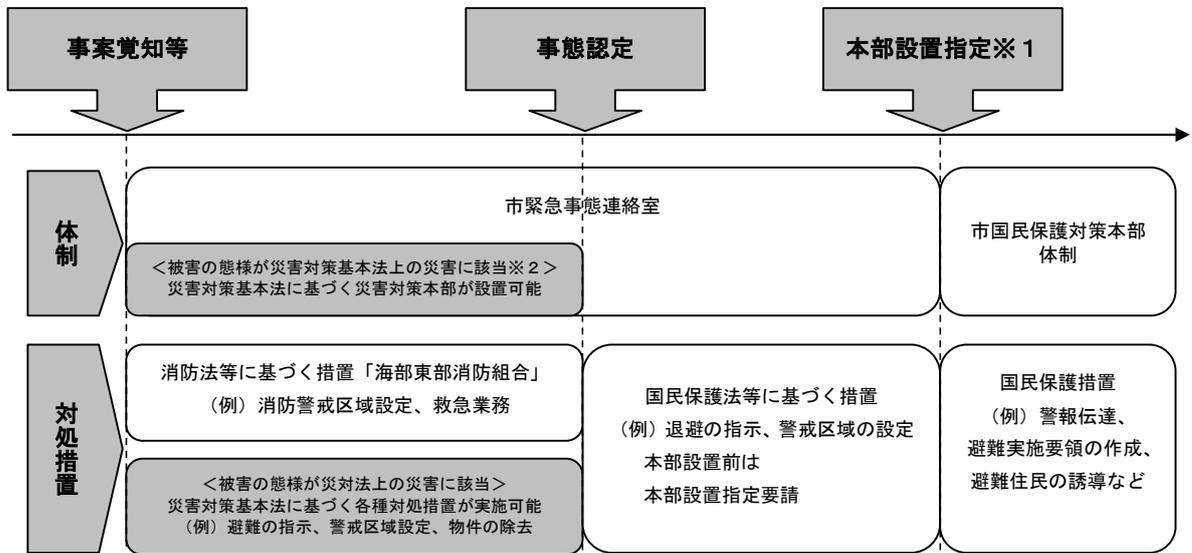
また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について定める。

【市緊急事態連絡室の構成等】



【対策本部への移行】

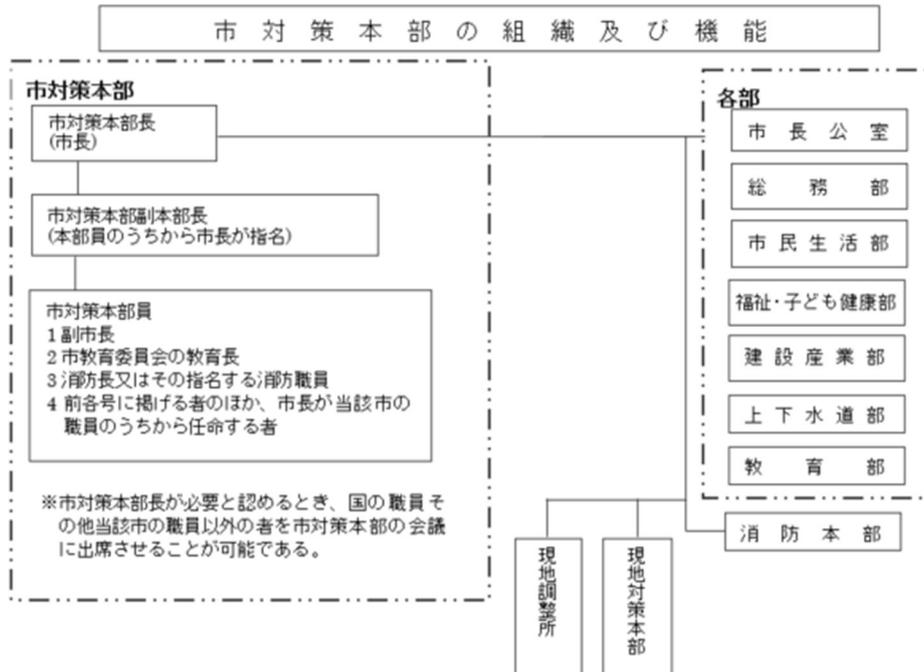


※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火事・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第2章 市対策本部の設置等（国民保護計画P36）

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について定める。



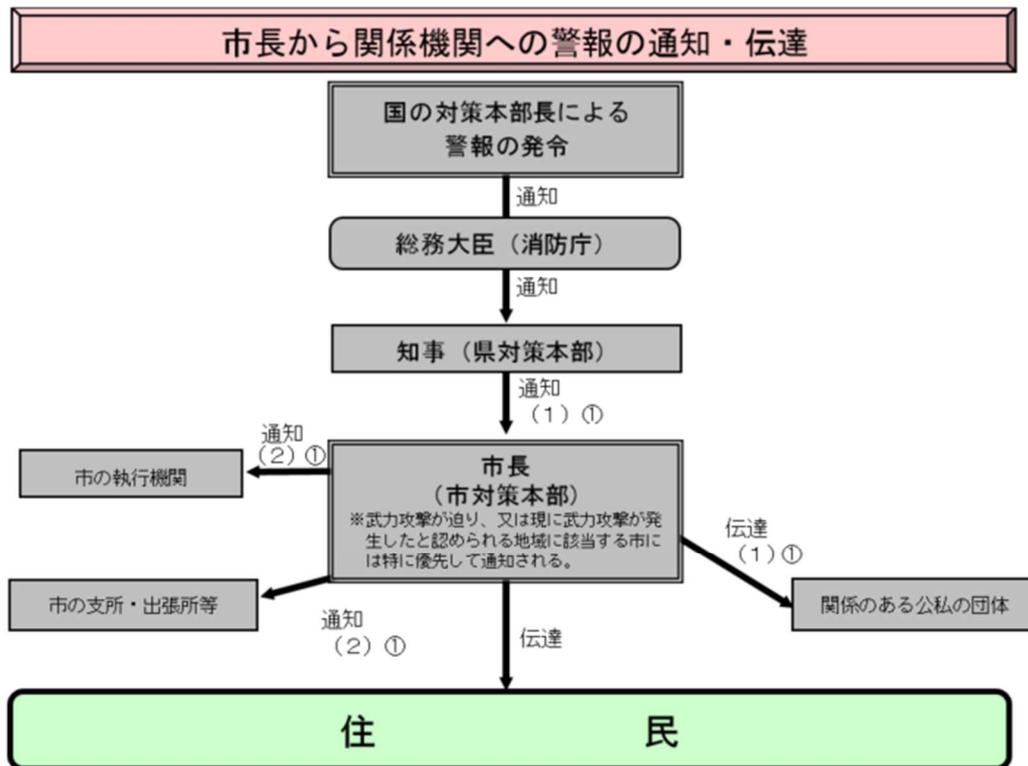
第3章 関係機関相互の連携（国民保護計画 P47）

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

第4章 警報及び避難の指示等（国民保護計画 P51）

1 警報の伝達等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定める。

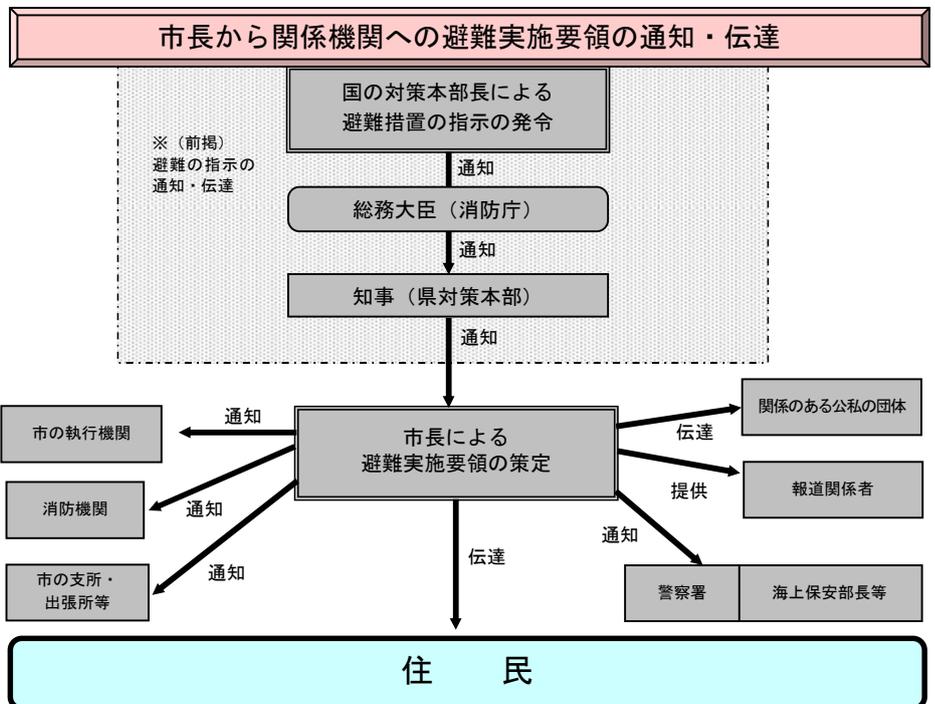
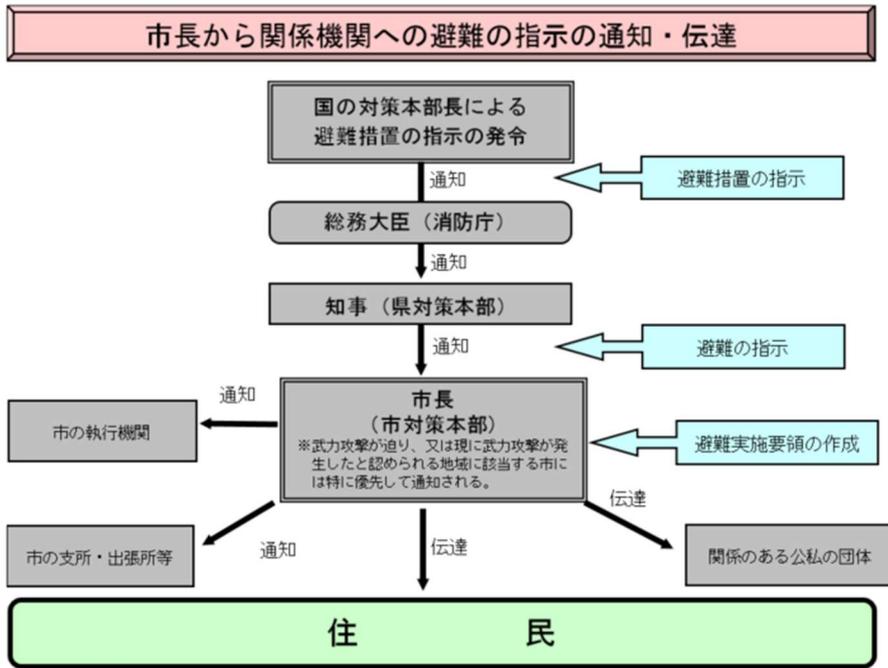


※市長は、ホームページに警報の内容を掲載
 ※警報の伝達に当たっては、サイレンのほか拡声器を活用することなどにより行う。

- (1) 警報の内容の伝達
 - ① 市長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市の実情に応じて定めておくもの）に伝達する。
- (2) 警報の内容の通知
 - ① 市長は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、医療機関、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
 - ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

2 避難住民の誘導等（国民保護計画 P5 4）

県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について定める。



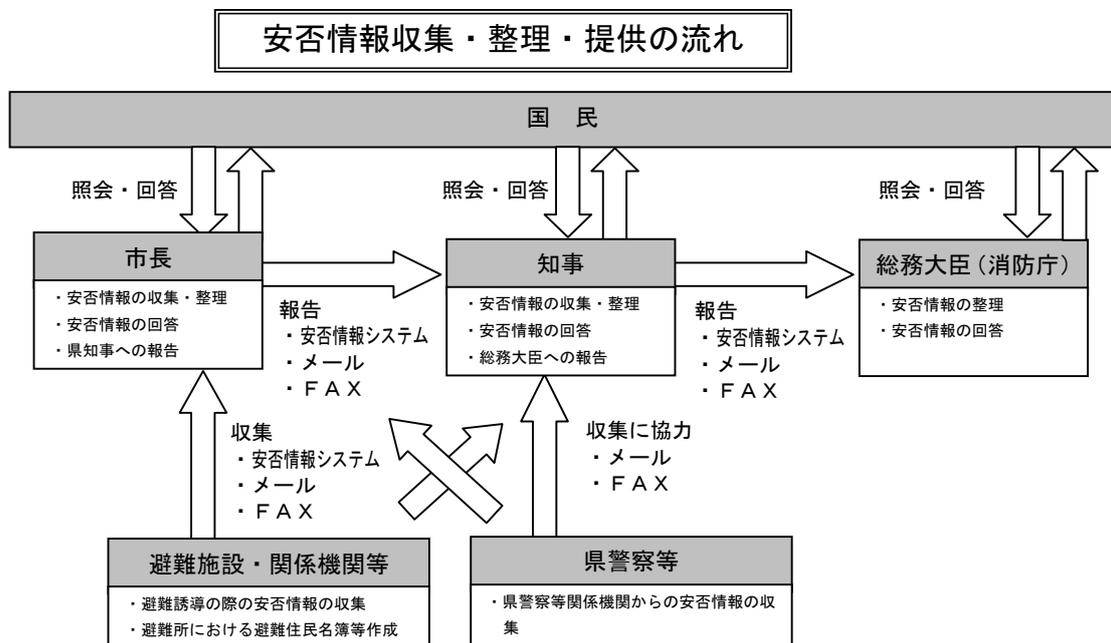
（国民保護計画 P5 7）

第5章 救 援（国民保護計画 P 6 4）

被災者に対する救援の実施に当たり、県をはじめとする関係機関との連携等について、必要な事項を定める。

第6章 安否情報の収集・提供（国民保護計画 P 6 6）

市による、安否情報の収集及び提供については、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行う。



第7章 武力攻撃災害への対処（国民保護計画 P 6 9）

1 武力攻撃災害への対処（国民保護計画 P 6 9）

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を定める。

2 応急措置等（国民保護計画 P 7 0）

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

3 生活関連等施設における災害への対処等（国民保護計画 P 7 4）

生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して定める。

4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等（国民保護計画 P 7 6）

武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について定める。

第 8 章 被災情報の収集及び報告（国民保護計画 P 8 0）

被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

第 9 章 保健衛生の確保その他の措置（国民保護計画 P 8 1）

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置（国民保護計画 P 8 3）

武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について定める。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理（国民保護計画 P 8 4）

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

第4編

復旧等

第1章 応急の復旧（国民保護計画 P86）

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について定める。

第2章 武力攻撃災害の復旧（国民保護計画 P87）

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等（国民保護計画 P88）

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

第5編

緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態（国民保護計画 P89）

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達（国民保護計画 P89）

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて行う。